

務 第 8 1 1 号
教 第 1 1 4 8 号
監 第 6 4 3 号
組 対 第 3 9 4 号
備 一 第 8 6 9 号
平成 1 8 年 8 月 1 6 日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

「岐阜県警察における国際協力の指針」の制定について

みだしのことについては、平成17年9月に警察庁が制定した「国際協力推進要綱」の趣旨を踏まえ、当県警察においても、国際協力の意義、重要性、制度等の周知徹底を図るため、別添の「岐阜県警察における国際協力の指針」を制定したので、実効の上がるよう努められたい。

岐阜県警察における国際協力の指針

1 国際協力の必要性

国際社会の安定と発展のため、国際連合を始めとする国際機関、各国、N G O等の様々な主体が協調して国際協力を行う動きが進んでいる中、世界の主要国の一つとして、国際社会の安定と発展に貢献することは、我が国の責務である。

グローバル化が進展し、国際犯罪組織による組織犯罪が深刻化し、国際テロの脅威が高まる中、「一国治安主義」、すなわち各国が個別に国内の治安対策を推進すれば、各国の治安を確保することができるという考え方は、もはや過去のものである。

国際社会が連携して、これらを防圧し、国際社会の安定と発展を図ることが重要な課題となっていることから、警察は、支援対象国（地域）の社会秩序の維持・安定という良い統治（グッド・ガバナンス）のために重要な基盤づくりを支援し、また、犯罪対処能力の向上という支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）を図っていかなければならない。

2 警察職員の意識改革

国際協力推進要綱（平成17年9月警察庁制定。別添参照）の趣旨を踏まえ、関係各部門が連携し、警察による国際協力の意義、基本方針、国際協力の実態、国際犯罪情勢等について職員に対する教養を実施し、その周知徹底を図り、国際協力に関する意識改革を図る。

3 具体的推進要領

（1）人材の育成

職員が国際協力業務を希望しやすい雰囲気づくりに配慮し、語学教養の充実、語学に関する自己啓発の勧奨、国際警察センターへの適格者の積極的派遣等により、国際協力への対応が可能な資質を備えた人材を育成する。

（2）外国へ職員を派遣するための配慮

広く派遣希望者を募り、この中から真に国際協力に赴くにふさわしい候補者の人選を行い、派遣が決定した者については、必要な知識や技術に関する事前研修、赴任準備のための勤務変更、休暇取得等について配慮する。

（3）派遣職員等に対する支援

派遣が決定した職員の出国準備、事前研修への参加について十分な便宜を図り、派遣中は派遣職員の出身所属において、定期的に情報交換を行うなど派遣職員及び職員家族に対する支援体制を充実する。

（4）帰国後の処遇

帰国した職員については、その功績に応じた表彰、派遣の経験が生かせる所属への配置、昇任試験の優遇措置、特別昇給等を検討するなど適正な処遇に努める。

（5）外国研修員の受入れの強化

当県警察において研修することが望ましいものについては、積極的に受入れを検討する。

国際協力推進要綱

平成17年9月

警察庁

国際協力推進要綱目次

はじめに	1
第1 警察による国際協力の意義	
1 国際社会への貢献	2
(1) 警察分野における国際協力の重要性	
ア 良い統治（グッド・ガバナンス）の実現	
イ 支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）	
(2) 我が国の警察による国際協力の必要性	
2 我が国の治安対策との関係	3
(1) 対象国の犯罪対処能力の向上による我が国の治安の確保	
(2) 円滑な国際捜査協力の促進	
第2 警察による国際協力の基本方針と具体的な推進の方向性	
1 基本方針	3
(1) 国際社会との協調	
(2) アジア諸国に対する戦略的な国際協力	
(3) 我が国の警察の特質等を生かした主体的な国際協力	
(4) 警察職員の意識改革	
(5) 職員の安全と健康を確保するための十分な検証と支援措置の実施	
2 具体的な国際協力の推進の方向性	4
(1) 知識・技術の移転	
ア 重点分野	
イ 包括的な支援	
ウ 効果的な支援	
(2) 文民警察活動	
(3) 国際緊急援助活動	
(4) その他相互理解と信頼を構築し、国際社会と協調するための国際協力	
第3 国際協力を推進するために実施する施策	
1 具体的な国際協力の推進	6
(1) 知識・技術の移転	
(2) 文民警察活動	
(3) 国際緊急援助活動	
(4) その他相互理解と信頼を構築し、国際社会と協調するための国際協力	
2 国際協力を推進するための基盤づくり	7
(1) 派遣職員に対する支援の充実等	
(2) 国際協力に関する理解と協力の確保	
別紙 我が国の警察による国際協力の概要	8

はじめに

近年の情報通信技術や輸送技術のめざましい発達は、社会経済の地球規模化を更に促進し、人、物、金や情報が国境を越えて移動し、やり取りされる機会を飛躍的に増大させることとなり、世界各国の相互依存を更に強めている。これにより、人々の生活には様々な恩恵がもたらされたが、同時に、国境を越えた犯罪者の移動や人身取引、禁制品の密輸出入、犯罪収益の隠匿、国際犯罪組織や国際テロ組織の連携の強化をもたらすなど、世界の治安をめぐる情勢が大きく変化しており、今や国際犯罪組織による組織犯罪や国際テロは国際社会の安定と発展を損なう地球規模の問題となっている。

これに伴い、良好であった我が国の治安も多大な影響を受けている。例えば、国際犯罪組織による組織犯罪は年々深刻化しており、外国に拠点を置く犯罪組織が我が国に流入したり、国内の犯罪組織と連携し、各種の犯罪を敢行するようになった。また、我が国の暴力団による国際的な活動もみられるようになっている。国際テロについても、イスラム過激派の脅威は依然として高く、我が国は攻撃対象国の一つとして名指しされており、現に、海外で邦人がイスラム過激派によるものとみられるテロの標的となり、被害に遭う事案が発生している。また、我が国には、イスラム過激派がテロの対象としてきた米国関連施設が多数あり、これらを標的としたテロが発生することも懸念される。

このような情勢の下、国際連合事務総長が平成17年に公表した報告書「より大きな自由を求めて：すべての人々のための開発、安全及び人権に向けて (In Larger Freedom: Towards Development, Security and Human Rights for All)」は、国際犯罪組織による組織犯罪や国際テロを含む各種の課題に対処して世界の人々の安全を確保する(「人間の安全保障」)ためには、すべての国が必要な対処能力を備えるよう世界各国が協力して取り組むことが急務であり、能力のある大国はこの面で主体性を発揮しなければならないとの基本的考え方を示している。

また、我が国の治安を確保し、テロの防止を図るという観点からも、国内の対策を充実させるだけではもはや十分でなくなっており、関係国の犯罪対処能力を向上させ、相互の捜査協力を推進するとともに、幅広い分野で国際的に協調して対処することが不可欠となっている。

警察における国際協力は、関係国の発展や向上、特に犯罪やテロに対する関係国における対処能力の向上を図るものであり、我が国の警察が有する経験と知見を活用して国際協力を推進することは、国際社会への貢献となるだけでなく、我が国の治安対策に資するものである。このため、本要綱を制定し、警察による国際協力の基本方針、その方向性と実施する施策を明らかにするものである。

第1 警察による国際協力の意義

1 国際社会への貢献

(1) 警察分野における国際協力の重要性

国際社会の安定と発展のため、国際連合を始めとする国際機関、各国、NGO等の様々な主体が協調して国際協力を行う動きが進んでいる。世界の主要国の一つとして、国際社会の安定と発展に貢献することは、我が国の責務である。

警察分野においても、グローバル化の進展により、国際犯罪組織による組織犯罪が深刻化し、国際テロの脅威が高まる中、国際社会が連携し、これらを防圧し、国際社会の安定と発展を図ることが重要な課題となっていることから、支援対象国（地域）の社会秩序の維持・安定という良い統治（グッド・ガバナンス）のために重要な基盤づくりを支援し、また、犯罪対処能力の向上という支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）を図ることの重要性が増している。

ア 良い統治（グッド・ガバナンス）の実現

近年、国家の発展の基礎となる効率的・民主的な政治行政（良い統治（グッド・ガバナンス））が実現していなければ、資金や物資を供与しても、その効果を十分に得ることができないとする考え方が各国に浸透しつつある。平成15年8月に改訂された政府開発援助大綱においても、「良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国のODAの最も重要な考え方」とされている。中でも、社会秩序の維持・安定は、社会の安定と発展のために不可欠な基盤である。

イ 支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）

国際協力の在り方について、資金や物資の供与だけでなく、人材の育成や制度構築を通じた、支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）を図ることが重要とされるようになっている。警察分野においても、国際犯罪組織や国際テロ組織が、より脆弱な国の社会、経済及び政治構造を脅かし、また、世界的な抜け穴としてそれらの国を利用している状況にあり、これを防ぐため、犯罪対処能力の向上のための支援が重要となっている。

(2) 我が国の警察による国際協力の必要性

我が国の警察による国際協力は、昭和37年に国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構（JICA））との共催でアジア各国の警察官を集めて行った薬物関係研修コースが始まりであるが、その後、40年代後半ころから、治安の良い我が国の警察が注目され、住民の理解と協力を得ながら治安維持に当たる我が国の警察の特質を生かして、交番制度、科学技術の活用、警察の民主的管理等の分野で、多数の国際協力を実施してきた（別紙参照）。

このような我が国の警察による国際協力は、良い統治（グッド・ガバナンス）の実現と支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）に資するものであり、関係国から高い評価を得ているが、我が国の警察は、今後、これまでの実績と経験を生かし、政府の一員として、国際協力を更に積極的に推進することが求められている。

2 我が国の治安対策との関係

グローバル化が進展する中、「一国治安主義」、すなわち各国が個別に国内の治安対策を推進すれば、各国の治安を確保することができるという考え方は、もはや過去のものとなっている。相互依存を強める国際社会において、犯罪やテロに対処するためには、関係国が協調して制度を構築し、対策を講ずることが不可欠であり、警察分野における国際協力を実施し、関係国の諸制度の構築や諸対策の推進を支援することは、我が国の治安対策にもつながる。警察分野における国際協力は、我が国の治安対策との関係で、具体的に、次のような効果を有する。

(1) 対象国の犯罪対処能力の向上による我が国の治安の確保

国際協力により、外国治安機関の犯罪対処能力を向上させることは、対象国の治安対策上有効であることはもとより、犯罪やテロの抜け穴となることを防ぎ、また、我が国への犯罪の流入を防止し、国境を越えて活動する犯罪組織等の追及を可能とするものである。例えば、日本国内で乱用されている薬物のほとんどは、外国から密輸入されたものであり、仕出国の取締り能力が向上すれば、我が国への薬物の流入の防止に資することとなる。また、人、物、金や情報の国境を越えた移動が急速に拡大する中、これらを追及するためには、関係国の取締り能力の向上が不可欠である。

(2) 円滑な国際捜査協力の促進

犯罪の国際化により、我が国の捜査活動も国際的なものとなり、頻繁に我が国から国際捜査協力を要請するようになってきているが、関係する制度や実務が異なる中、関係国の治安機関による効果的かつ適切な我が国に対する捜査協力を確保するためには、相互に関係する制度や実務を理解することが不可欠となる。また、国境を越えて活動する国際犯罪組織や国際テロ組織を摘発するため、外国治安機関と共同して対処する必要性が高まっているが、その前提には、情報源の秘匿等治安機関相互の信頼関係が不可欠となる。国際協力は、相互の理解と人的交流を促進し、治安機関相互の信頼関係をもたらすものであり、国際捜査協力のより円滑な実施を可能とする。

第2 警察による国際協力の基本方針と具体的な推進の方向性

1 基本方針

上記のとおり、近年、警察分野における国際協力は、良い統治（グッド・ガバナンス）の実現や支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の観点から、社会の安定と発展のために不可欠な基盤を構築するものとして、その必要性が高まっており、我が国は、国際社会の一員として、我が国の警察が有する経験や知見を生かし、積極的に国際協力を行い、関係国の国づくりを支援し、国際社会に貢献することが求められている。また、警察による国際協力は、一国では対処できない国際犯罪や国際テロの脅威に関係国が協調して対処する基盤を構築するとともに、我が国の治安対策にも効果を有するものである。

このような理解を踏まえ、今後、次の基本方針の下、警察による国際協力を積極的に推進することとする。

(1) 国際社会との協調

グローバル化が進展する中、国際社会の安定と発展のためには、国際社会と協調し、国際犯罪やテロに対処する必要がある。政府開発援助大綱等の我が国の国際協力の基本方針の下、外務省等と連携し、国際連合、他の援助国等と協調した対応を強化する。

(2) アジア諸国に対する戦略的な国際協力

我が国が近年重点的に支援を行ってきたインドネシア、タイ、フィリピンその他のアジア諸国への支援は、地域の犯罪対処能力の向上だけでなく、我が国の治安回復にも大きく寄与するものであり、国際犯罪等の情勢や地理的關係等を踏まえつつ、これらの諸国に対する戦略的な国際協力を強化する。

(3) 我が国の警察の特質等を生かした主体的な国際協力

我が国の警察の国際協力は、関係国や国際機関の発案や要請によって始まったものが多かったが、警察による国際協力の意義を踏まえつつ、効果的に国際協力を推進するためには、関係国等のニーズを明らかにし、我が国の警察による国際協力の実績と経験を踏まえた提言を我が国から積極的に行うなど、我が国による主体的な国際協力を強化する。

(4) 警察職員の意識改革

警察による国際協力を推進するためには、都道府県警察の職員を含む個々の職員がその意義、基本方針等を十分に認識し、警察組織全体が国際協力にできる限り積極的な関与を行うという姿勢を持つことが必要であり、関係部門が連携して、警察職員の意識改革を図る。

(5) 職員の安全と健康を確保するための十分な検証と支援措置の実施

警察による国際協力においては、職員を派遣し、その有する知識・能力を活用して支援を行うことが効果的である。派遣職員の安全と健康の確保は、職員が支援に専念するための前提条件であり、また、支援対象国（地域）に対する継続的な支援と更なる支援を推進するためにも、不可欠となる。このため、職員の安全と健康の確保について、十分な検証と支援措置を講ずる。

2 具体的な国際協力の推進の方向性

上記の基本方針の下、次のとおり、知識・技術の移転、文民警察活動、国際緊急援助活動等の具体的な国際協力を推進することとする。

(1) 知識・技術の移転

警察による知識・技術の移転は、支援対象国（地域）の犯罪対処能力の向上を図るものであるが、我が国の治安対策との関係でも、効果を有している。したがって、知識・技術の移転に当たっては、支援対象国（地域）のニーズを十分に把握するとともに、我が国の治安対策との関係についても検討し、効果的な案件を選択した上で、これに対して積極的に支援を行っていくこととする。その際、次の事項に留意する。

ア 重点分野

我が国の警察は、交番制度、犯罪鑑識や通信指令システム等の科学技術の活用、警察の民主的管理等の分野において実績を有し、関係国から高い評価を受

けており、これらの分野を重点とする。

イ 包括的な支援

平成13年以降、我が国は、インドネシア国家警察の要請を受け、その組織文化と職員の意識の変化を促すとともに、警察制度の改革を含む、各分野にわたる知識・技術の移転を行っているが、この種の包括的な警察改革のための知識・技術の移転は、我が国の経験や知見を生かした独自の取組みであり、良い統治（グッド・ガバナンス）の実現と支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）に大きく貢献することが期待され、世界的にも注目されている。今後とも、インドネシアに対する包括的な知識・技術の移転を推進するとともに、その成果を踏まえ、支援対象国（地域）のニーズ等に応じた包括的な支援を実施することを検討する。

ウ 効果的な支援

真に支援対象国（地域）の利益となる支援を実施するため、国際機関等と協調しつつ、支援対象国（地域）の実態を踏まえ、長期的な視野の下、計画的な支援を行う。

(2) 文民警察活動

文民警察活動は、武力紛争の終了後の国（地域）の復興に不可欠な警察機能の再建支援を行うものであり、良い統治（グッド・ガバナンス）の実現や支援対象全体の能力向上（キャパシティ・ビルディング）の観点から、近年、国際連合事務局においても、文民警察担当部局が設置され、文民警察活動の在り方について検討が行われている。

他方、これまで、文民警察活動は、秩序が確立されていない状況下で行われることが多く、秩序が確立された中で住民の理解と協力を得て、強制力の行使を抑制的に行っている我が国の警察活動とは異質な側面を有する。特に、治安維持業務の直接執行を文民警察活動として行う場合、武器使用、身柄拘束等の強制活動を我が国とは異なる基準で行うことが必要となるが、都道府県警察が警察職務を執行する我が国の警察の仕組み、その職務執行の規範や装備資機材は、外国領土内における治安維持活動を想定したもとはならず、治安維持業務の直接執行を行うことは困難である。

現行の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律においても、文民警察活動としては現地警察に対する助言や指導、監視を行うこととされており、知識・技術の移転の面で我が国が実績を有している分野を中心に支援を行うなど、我が国の警察の特質を生かした文民警察活動を行うことが適切である。また、国の警察機関である警察庁は、基本的に執行部門がない比較的小規模な組織となっているほか、各都道府県警察は最近の厳しい治安情勢の下、日々治安維持に当たっていることから、警察職員の派遣には制約があり、特に、事前の教育訓練や現地での支援が相当程度必要とされる大規模な職員の派遣を長期間行うことは少なくとも現状では困難である。

したがって、文民警察活動については、我が国の警察の特質を生かすことができ、かつ、少人数の職員の派遣によっても実施することができる警察制度の企画立案や教育訓練等の警察行政の助言や指導、監視を行うこととする。

(3) 国際緊急援助活動

海外における大規模な災害発生の際に行う国際緊急援助活動は、国際社会への貢献となるだけでなく、様々な状況下での活動の経験を通じて、我が国の警察の災害対処能力の向上にも資する。このため、今後とも、国際緊急援助活動の態勢を整備し、災害発生時に外国等からの要請を受けた際に、迅速に派遣を行い、かつ、適切に任務を遂行することとする。

(4) その他相互理解と信頼を構築し、国際社会と協調するための国際協力

我が国では、対象国への知識・技術の移転と関係国間の情報交換を目的として、国際会議を主催するなどしている。また、国際連合等の国際機関が行う活動に職員を派遣するなどの国際社会と協調した対応が求められている。これらの協力は、関係国間相互の理解と信頼を構築し、国際社会による協調した対処を促進するなどの効果を有していることから、積極的に推進する。

第3 国際協力を推進するために実施する施策

第2に掲げる基本方針と具体的な方向性の下、国際協力を推進するため、今後、警察庁において、次の施策を実施する。

1 具体的な国際協力の推進

(1) 知識・技術の移転

警察庁の体制を整備し、事前調査、計画の立案及び実施状況のフォローアップを充実する。

外務省及びJICAとの連携を強化し、関係国のニーズの把握に努めるとともに、警察庁自ら、関係国への職員の派遣、国際会議の機会等を通じ、関係国のニーズの把握を強化する。

様々なニーズがある知識・技術の移転に対応するため、退職者を含め、外国語能力のある専門家や国際関係業務経験者等をデータベース化し、NGOや関係機関と連携しつつ、機動的な職員等の派遣を図る。

警察庁の受入れ体制を整備し、治安情勢等のため我が国から派遣する職員の安全と健康を確保することが困難な国・地域を始め、外国の治安機関からの研修員の受入れを拡大する。

移転しようとする知識・技術が我が国の警察実務においてどのように運用され、活用されているかを研修員が直接見聞できるよう、都道府県警察における研修を充実する。

国際的な協力関係を強化するため、研修員に対する我が国の治安情勢等に関する研修を充実する。

(2) 文民警察活動

文民警察活動に関する専門的な教育訓練を行う諸外国の施設に職員を派遣するなどして、派遣職員に対する教育訓練や支援の在り方等文民警察活動を適切かつ効果的に実施するための調査研究を行う。

現行の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の下では、国際平和協力本部長の要請に基づいて警察庁職員を国際平和協力隊に派遣するにとど

まっているが、適切かつ効果的な文民警察活動を実施するとともに、派遣職員の安全と健康を確保するため、警察庁を、自ら国際平和協力業務を実施する主体として法的に明確に位置付け、かつ、派遣職員に対する教育訓練や支援等を行う警察庁の恒常的な体制を整備することを検討する。

文民警察活動を実施する場合には、その特性を踏まえ、特に十分な事前の検証と支援措置を講ずる。

(3) **国際緊急援助活動**

迅速に派遣を行い、かつ、適切に任務を遂行するため、指名要員に対する訓練の充実と装備資機材の整備を推進する。

平成16年に発生したスマトラ沖大地震及びインド洋津波被害に対する国際緊急援助活動での教訓を踏まえ、災害被害者の身元確認(DVI)チームを設置するとともに、平素から法医学者や法歯学者との連携を図る。

(4) **その他相互理解と信頼を構築し、国際社会と協調するための国際協力**

国際犯罪等の情勢に応じ、関係国の治安機関の職員の我が国への招へいを推進する。

国際連合本部事務局の文民警察関係部局、その他国際機関が行う活動への職員の派遣を検討する。

2 国際協力を推進するための基盤づくり

(1) **派遣職員に対する支援の充実等**

派遣職員に対する警察庁の研修体制を強化し、安全確保方策、実用的な外国語能力、派遣先の治安機関の現状その他国際協力を実施するために必要な専門的知識・技術に関する研修を強化する。

派遣に当たっては、事前に十分な現地調査を行い、現地の治安情勢や生活環境に関する派遣職員への情報提供を充実する。

派遣時には、在外公館等の我が国の関係機関や関係治安機関と緊密に連携し、派遣職員に対する情報提供を充実するなど、適切な支援措置を講ずる。特に、文民警察活動、治安情勢や生活環境が悪い状況の下で国際協力を実施する場合には、現地に警察庁職員を派遣するなどし、支援に万全を期する。

派遣職員に対する適正な処遇を確保するとともに、功労に応じた表彰を行う。

(2) **国際協力に関する理解と協力の確保**

警察による国際協力の意義や国際協力の実施状況等に関する職員に対する教養を充実する。

都道府県警察における国際協力業務の円滑な実施を図るため、推進要領等の執務資料を作成・配布するとともに、功労に応じ、関係部局に対する表彰を行う。

我が国の警察による国際協力の実施状況等について、外国語訳を含む警察庁のウェブサイトへの掲載やパンフレットの作成、国内外の各種会議での紹介等を推進する。

我が国の警察による国際協力の概要

我が国の警察では、次のとおり、交番制度、科学技術の活用、警察の民主的管理等の分野で、我が国の警察の特質を生かした国際協力を多数実施しており、この結果、関係国の治安の向上に貢献し、また、我が国と関係国との連携が強化されるなど、我が国の治安対策にも効果がみられている。

このほか、昭和62年の国際緊急援助隊の派遣に関する法律の施行以降、これまでに9つの国(地域)に合計143名の警察職員を派遣し、被災者の救助や身元確認を行ったほか、平成4年の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の施行以降、これまでに2つの国(地域)に合計78名の警察職員を派遣し、現地警察に対する助言や指導、監視を行った。

1 交番制度

我が国には、全国で約1万4,000か所の交番・駐在所が設置され、管轄する地域の実態を把握し、その要望にこたえるとともに、昼夜を分かたず常に警戒態勢を保ち、すべての警察事象に即応する活動を行っている。こうした交番制度に対しては、我が国の治安が比較的良好な要因の一つとして、諸外国からの関心が高い。

我が国では、昭和56年から58年にかけてシンガポールにおける交番制度の導入を支援した。同国においては交番制度が定着し、その治安の改善に大きく貢献した。その後、平成7年以降、シンガポールと共同して、アジア・太平洋諸国を主たる対象に交番制度に関する研修を実施しているほか、インドネシアやブラジルに職員を派遣して、交番制度の導入を支援している。

2 科学技術の活用

我が国の犯罪鑑識、通信指令システム等の科学技術の活用について、諸外国から高い関心が寄せられ、これまで積極的に知識・技術の移転を行っている。

(1) 犯罪鑑識

我が国では、犯罪捜査において物証の獲得が重視され、犯罪鑑識技術への科学技術の活用が進んでいる。これまで、フィリピン等に対して、指紋鑑識、現場鑑識等に関する知識・技術の移転を行い、支援対象国(地域)の科学捜査の普及・定着に貢献している。

特に、薬物対策の分野で、薬物鑑定技術がアジア諸国から注目されており、タイ及びその周辺国に対して、薬物鑑定機器の活用等に関する知識・技術の移転を行い、支援対象国(地域)の取締り能力の向上に貢献したほか、密輸事件等の摘発に当たり、我が国と関係国の治安機関との捜査協力が進んでいる。

(2) 通信指令システム

我が国では、110番要請に迅速かつ的確に対応するため、通信指令システムの高度化を進めている。このような通信指令システムに関しては、現在、インドネシアに対して、その導入を支援しており、同国の警察官の現場臨場の迅速化に貢献し

ている。

3 警察の民主的管理

警察を民主的に管理し、かつ、その政治的中立性を確保するために、国民の良識を代表する委員によって構成される合議体の公安委員会が警察を管理する公安委員会制度が我が国に戦後導入され、定着している。公安委員会制度に関しては、国家警察が国軍から分離・独立し、民主化が進められているインドネシア等に対して、その導入を支援し、警察の民主化に貢献している。

4 その他

上記以外にも、警察教養制度、オウム真理教関連事犯の教訓を生かした化学テロ対策等について外国からの関心が高く、我が国では、これらについて積極的に知識・技術の移転を行っている。